埼医業Ⅰ第２５１７号
令和７年　１月２４日

郡市・大学医師会長　　殿
（感染症担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　髙　木　　学）
（公印省略）

感染症発生の届出等における電磁的な方法の活用について

標記の件について、別紙（写）のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありましたので、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

１．感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医師の届出（感染症発生届）及び指定届出機関の届出について、原則、感染症サーベイランスシステムで行っていただきたい。

２．感染症サーベイランスシステムは、インターネットに接続できるパソコン、スマートフォン、タブレットで利用可能。利用者ごとに必要となるアカウントの発行は、埼玉県ホームページで確認いただくか、管轄保健所にお問い合わせいただきたい。

３．埼玉県ホームページ　＜感染症サーベイランスシステム アカウント申請＞
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kansen/kansensyo-surveillance.html

４．問合せ：埼玉県感染症対策課（感染症担当）
ＴＥＬ：０４８－８３０－７３３０
E-mail：a3510-17@pref.saitama.lg.jp

担　当：埼玉県医師会業務Ⅰ担当（飯野）
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５
E-mail：iino@office.saitama.med.or.jp

写

感対第７６７－１号
令和７年１月２３日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（公印省略）

感染症発生の届出等における電磁的な方法の活用について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第１２条第１項に基づく医師の届出及び第１４条第２項に基づく指定届出機関の届出について、感染症指定医療機関においては、法第１２条第５項（法第１４条第４項で準用する場合を含む。）で、感染症サーベイランスシステムにより行うことが義務付けられております。

また、感染症指定医療機関以外の医療機関においても、法第１２条第６項（法第１４条第４項で準用する場合を含む。）で、これらの届出を感染症サーベイランスシステムにより行うよう努めなければならないとされています。

本県においては、これまで、これらの届出をＦＡＸでも受け付けておりました。しかし、ＦＡＸの誤送信による個人情報流出のリスクや新興・再興感染症の発生に対する体制整備の必要性等を踏まえ、感染症サーベイランスシステムでの届出をより一層推進することといたしました。

つきましては、これらの届出について、ＦＡＸではなく、原則、感染症サーベイランスシステムで行っていただけるよう、貴会会員への周知について特段の御配慮をお願いいたします。

なお、感染症サーベイランスシステムは、インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットでも利用することができます。利用者ごとに必要となるアカウントの発行につきましては、管轄保健所にお問い合わせください。

また、地方独立行政法人埼玉県立病院機構、県総合リハビリテーションセンター及び県保健所に別途通知していることを申し添えます。

＜感染症サーベイランスシステム　アカウント申請＞

詳細は下記ホームページをご参照ください。ホームページの内容の打ち出しを御参考に添付いたします。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kansen/kansensyo-surveillance.html

担　　当　感染症対策課　感染症担当
電話番号　０４８－８３０－７３３０
e-mail　a3510-17@pref.saitama.lg.jp

別紙

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（一部抜粋）

（医師の届出）

第十二条　医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所設置市等にあっては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第七項、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

一　一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二　厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

５　第一項の規定による届出をすべき医師（厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師に限る。）は、電磁的方法であって、当該届出の内容を第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報（以下この条において「報告等」という。）をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行わなければならない。

６　第一項の規定による届出をすべき医師（前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師を除く。）は、電磁的方法であって、当該届出の内容を報告等をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行うよう努めなければならない。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第十四条　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する。

２　前項の規定による指定を受けた病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。）若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

４　第十二条第五項及び第六項の規定は第二項の規定による届出について、同条第七項の規定は前項の規定による報告について、それぞれ準用する。この場合において、同条第

五項及び第六項中「すべき医師」とあるのは「すべき指定届出機関の管理者」と、同条第五項中「第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報（以下この条において「報告等」とあるのは「第十四条第三項の規定による報告（以下この条において単に「報告」と、「当該報告等」とあるのは「当該報告」と、同条第六項及び第七項中「報告等」とあるのは「報告」と、同項中「第一項」とあるのは「第十四条第二項」と読み替えるものとする。

【医療機関向け】感染症の届出はオンラインでお願いします

感染症サーベイランスシステムは、インターネットに接続できるパソコンのほか、スマートフォンやタブレットからもご利用いただけます。
入力情報は入力端末には残りませんので、既にお使いいただいている端末を使用いただくことも可能です。

感染症サーベイランスシステムでの届出には、アカウント（IDとパスワード）が必要です。

全数把握疾患の発生届の報告と、定点医療機関の週報・月報の報告では、別々のアカウントが必要となりますのでご注意ください。

- 1 アカウント発行申請
- 2 オンライン届出の方法について

1 アカウント発行申請

下の表を順番にご確認いただき、医療機関等を管轄する保健所に申請をお願いいたします。

(1)申請前の確認事項	利用規約（PDF：271KB）	● まず初めにお読みください。 ● 利用規約に同意いただけましたら、(2)申請に必要な様式をご確認ください。
(2)申請に必要な様式	システム利用申請様式（エクセル：25KB）	● 様式をダウンロードし、必要事項を入力してください。 ● 記載方法については記載要領（PDF：1,651KB）ご参照ください。 ● アカウント申請に必要な医療機関コード、中核市コード、保健所コードについては、医療機関コード一覧（エクセル：225KB）ご覧ください。
(3)申請書の提出先・提出方法	医療機関等を管轄する保健所に電子メールで送付	● 提出先メールアドレスはこちらのリスト（エクセル：14KB）ご確認ください。

さいたま市、川越市、越谷市、川口市に所在する医療機関については、それぞれの市にお問合せください。

2 オンライン届出の方法について

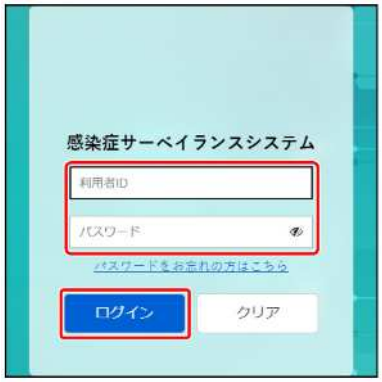
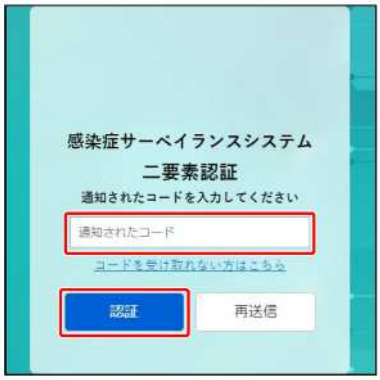
感染症サーベイランスシステムを使用したオンラインの届出方法について、簡単に記載しました。
ログイン後、ホーム画面右上にある「ヘルプガイド」を押していただくと詳しいマニュアルを見ることができます。
感染症サーベイランスシステムのヘルプデスクへの連絡先も掲載されていますので、操作等でお困りの際はご確認ください。



←赤枠が、ホーム画面右上のヘルプガイドへのリンクです。

ログイン方法

順番	参考画像	説明

手順1		感染症サーベイランスシステムログイン画面にアクセスをしてください。
手順2		保健所から通知された利用者ID、パスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。 2回目以降にログインする際は、**手順5**で自分で考えたパスワードを入力してください。
手順3		事前に申請したメール・SMS・電話のいずれかに、認証コードが届きます。 届いた認証コードを入力し、「認証ボタン」を押してください。
手順4 （初回ログイン時のみ）		「パスワード変更」ボタンを押してください。
手順5 （初回ログイン時のみ）		「新パスワード」「新パスワード（確認用）」に自分で考えた新しいパスワードを入力してください。
手順6 （初回ログイン時のみ）		「設定」ボタンを押してください。

全数把握疾患の届出方法

順番	参考画像	説明
手順1	-	ログイン方法に従ってログインしてください。 定点に指定されている医療機関が全数報告する場合は、全数報告用のアカウントでログインしてください。

手順2		ホーム画面左側のメニューの、「感染症発生動向調査」の「報告業務」の「全数報告」を押してください。
手順3		「新規登録」ボタンを押してください。
手順4		「類型から選択」又は「50音順から選択」のどちらか探しやすい方を押してください。
手順5		報告をする感染症名を押してください。
手順6		画面に従って入力してください。 必須 と表示されている項目は、必ず選択または入力してください。
手順7		「登録」ボタンを押してください。

手順8		「OK」ボタンを押してください。

定点把握疾患の届出方法

手順	参考画像	説明
手順1	-	ログイン方法に従って、定点報告用のアカウントでログインしてください。
手順2		ホーム画面左側のメニューの、「感染症発生動向調査」の「報告業務」の「定点報告」を押してください。
手順3		以下を参考に該当するボタンを押してください。 ● インフルエンザ／COVID-19定点、小児科定点、眼科定点、基幹定点（週報）、基幹定点（インフルエンザ入院）に指定されている場合：「定点報告（週報）」 ● 性感染症定点、基幹定点（月報）に指定されている場合：「定点報告（月報）」 ● 疑似症定点に指定されている場合：「定点報告（疑似症）」
手順4		新たに作成する週報又は月報の「定点種別」、「調査期間」を選択し、「新規登録」ボタンを押してください。
次の手順5は指定されている定点の種類によって違います。 インフルエンザ／COVID-19定点、小児科定点、眼科定点、性感染症定点に指定されている場合は「**手順5a**」を、 基幹定点（週報・月報）に指定されている場合は「**手順5b**」を、 基幹定点（インフルエンザ入院）に指定されている場合は「**手順5c**」を、 疑似症定点に指定されている場合は「**手順5d**」をご覧ください。		
手順5a （インフルエンザ／COVID-19定点、小児科定点、眼科定点、性感染症定点の場合）		発生件数等を入力して「合計計算」ボタンを押し、「登録」ボタンを押してください。 ゼロ報告の場合は、何も入力せずに「登録」ボタンを押してください。

手順5b （基幹定点（週報・月報）の場合）		「定点情報」の項目に入力し、「追加」ボタンを押してください。 ゼロ報告の場合は、「ゼロ報告」ボタンを押してください。
手順5c （基幹定点（インフルエンザ入院）の場合）		「定点情報」の項目に入力し、「追加」ボタンを押してください。 ゼロ報告の場合は、「ゼロ報告」ボタンを押してください。
手順5d （疑似症定点の場合）		「定点情報」の項目に入力し、「追加」ボタンを押してください。 ゼロ報告の場合は、報告日のみ入力し、「ゼロ報告」ボタンを押してください。

関連リンク

- 感染症法に基づく医師の届出のお願い（厚生労働省）（別ウィンドウで開きます）

お問い合わせ

医療機関の所在地を管轄する保健所へお問い合わせください。

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

○1：役に立った　○2：ふつう　○3：役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

○1：見つけやすかった　○2：ふつう　○3：見つけにくかった

送信

ページの先頭へ戻る

サイトマップ　ウェブアクセシビリティ　プライバシーポリシー・免責事項　著作権・リンクについて　関係機関リンク集

埼玉県庁　〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 電話番号：048-824-2111（代表） 法人番号：1000020110001

県庁へのアクセス

Copyright © Saitama Prefecture. All rights reserved.